

デジタル庁
令第十二号
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第一項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和六年デジタル庁・総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第一項の準法定事務処理者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の準法定事務は、次の表の上欄に掲げる者」とにそれぞれ同表の下欄に掲げる事務とする。			
【略】	【略】	【同上】	【同上】
十二 都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であつて次に掲げるもの 一 「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する治療研究に必要な費用の交付に関する事務 二 「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱いについて」（平成十三年三月二十九日付け健疾発第二十二号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請若しくは特定疾患医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この号において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務	十二 都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であつて「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」（平成十三年三月二十九日付け健疾発第二十二号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請若しくは医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この欄において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関するもの
十三 都道府県知事	「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」（平成元年七月二十四日付け健医発第八百九十六号厚生省保健医療局長通知）の先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱に基づく先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施に関する事務であつて次に掲げるもの 一 「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」（平成十七年四月一日付け健疾発第〇四〇一〇〇三号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する先天性血液凝固因子障害等治療費の支払に関する事務 二 「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業		

備考 表中の「」の記載は注記である。	の実施について」に規定する医療費公費負担 受給の申請若しくは先天性血液凝固因子障害 等医療受給者証に係る事項の変更の届出（以 下この号において「申請等」という。）の受 理、その申請等に係る事実についての審査又 はその申請等に対する応答に関する事務
-----------------------	---

附 則

この命令は、公布の日から施行する。